

関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		毎月会議では全て記録を確認	特別必要な支援があれば情報を提供・相談
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		保護者や子供について連絡	当代表講師は24時間利用者からLINE受付
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				非該当
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				非該当
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		保育園・幼稚園からの利用者	保育園・幼稚園にダウン症児の指導にいきます
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている				対象利用者なし
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○			関係機関で行われる研修会には参加します
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			利用者のニーズや状況でイベントなど参加
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			機会があれば積極的に参加
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っている	○		保護者との交換ノート毎回	母子分離でも保育士が必ず伝えてます
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレントトレーニング等)の支援を行っている	○		月1で個別指導計画にて説明	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			今後も詳細を伝えていきます
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		保護者との会話や面談	常日頃気をつけて行っています
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		毎回の交換ノートで保護者と	必要に応じて関係機関と連携をとる
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		保護者が話し合いの場を提供	親の会やダウン症児と家族の会を設立済
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		積極的に保護者に声を掛けま	個別の相談にも可能な限り応じていく
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○		写真記載は同意を頂く	個人情報への配慮から専用SNSにて配信
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○			毎月1回ダウン症児と家族の会を開催
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に関わった事業運営を図っている	○			イベントなどは協力していく